

第3章(原産地規則及び原産地手続章)附属書 品目別原産地規則(概要)

1 解釈のための一般的注釈

●この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)産品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)産品が、第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。

●この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、(1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。(2)産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。

2 品目別原産地規則

●この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

【参考】

■この概要において、「CC」とは、産品への他の類の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち、類の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTH」とは、産品への他の項の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTSH」とは、産品への他の号の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「RVC」とは、第3章(原産地規則及び原産地手続)に定められた計算式(積上げ方式(BU)／控除方式(BD)／重点価額方式(FV)／純費用方式(NC))のいずれかを用いて算定する域内原産割合が、品目毎に定められた百分率の値以上であることを示す。

■「第…類／項／号からの変更を除く」とは、その類／項／号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

■記号(†)が付されている番号の品目については、別紙を参照のこと。

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	
第1類 動物(生きているものに限る。)	
01.01 - 01.06	CC
第2類 肉及び食用のくず肉	
02.01 - 02.10	CC
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
03.01 - 03.03	CC
0304.11	CC
0304.12	CTH
0304.19	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0304.21	CC
0304.22	CTH
0304.29	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0304.91	CC
0304.92	CTH
0304.99	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p>

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
	ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.10 - 0305.20	CTH
0305.30	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルプスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.41	CC
0305.42	CTH
0305.49	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス), サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.51	CTH
0305.59	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルプスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属)(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コムメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシスを除く): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.61 - 0305.62	CTH
0305.63	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
0305.69	<p>かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マツコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>めかじき(クスイフィアス・グラディウス): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0306.11 - 0306.14	CC
0306.19	CC, 又は RVC(40 BD)
0306.21 - 0306.24	CC
0306.29	CC, 又は RVC(45 BD)
0307.10 - 0307.60	CC
0307.91 - 0307.99	<p>あわび類: CC;</p> <p>その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)</p>
第4類 酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
04.01 - 04.04	CC (乳固形分の割合が重量の10%超の第1901.90号からの変更を除く)
04.05	CC (乳固形分の割合が重量の10%超の第1901.90号又は第2106.90号からの変更を除く)
04.06	CC (乳固形分の割合が重量の10%超の第1901.90号からの変更を除く)
04.07 - 04.09	CC
04.10	<p>食用の鳥の巣: RVC(40 BD);</p> <p>その他のもの: CC</p>
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)	
05.01 - 05.11	CC
第2部 植物性生産品	
第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎, 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
06.01 - 06.04	CC
第7類 食用の野菜, 根及び塊茎	
07.01 - 07.14	CC
第8類 食用の果実及びナツ, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	
0801.11 - 0801.31	CC
0801.32	CTSH
08.02 - 08.13	CC
08.14	CC, 又は RVC(45 BD)
第9類 コーヒー, 茶, マテ及び香辛料	
0901.11 - 0901.12	CC
0901.21 - 0901.90	CTSH ただし, 第0901.11号及び第0901.12号の非原産材料の重量が60%を超えない場合に限る

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
0902.10	CC, 又は RVC(40 BD)
0902.20	CC
0902.30	CTSH
0902.40	CC
09.03	CC
0904.11	CC
0904.12	CC, 又は RVC(40 BD)
0904.20	とうがらし: CC (第 0709.60 号からの変更を除く) その他のもの: CC 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
09.05	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0906.11 - 0906.19	CC
0906.20	CTSH
09.07 - 09.09	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0910.10 - 0910.30	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0910.91	CTSH
0910.99	CTSH, 又は 破碎, 粉碎又は粉状にされていないものを破碎, 粉碎又は粉状にすること
第 10 類 穀物	
10.01 - 10.08	CC
第 11 類 穀粉, 加工穀物, 麦芽, でん粉, イヌリン及び小麦グルテン	
11.01	CC
1102.10 - 1102.20	CC
1102.90	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
1103.11 - 1103.19	CC
1103.20	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
11.04	CC
11.05	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
11.06 - 11.07	CC
1108.11 - 1108.12	CC
1108.13	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
1108.14	CC (第 0714.10 号からの変更を除く)
1108.19 - 1108.20	CC
11.09	CC
第 12 類 採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
12.01 - 12.07	CC
1208.10	CC
1208.90	サフラワ-の種の粉又はミール: CC その他のもの: CTH
12.09 - 12.14	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
13.01	CC
1302.11 - 1302.32	CC
1302.39	タラから得た粘質物及びシクナー: CC 又は RVC(45 BD) その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	
14.01 - 14.04	CC
第 3 部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第 15 類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
15.01 - 15.09	CC
15.10	CC, 又は RVC(40 BD)
1511.10	CC
1511.90	CC, 又は RVC(40 BD)
15.12	CC
1513.11	CC
1513.19	CC, 又は RVC(40 BD)
1513.21	CC
1513.29	CC, 又は RVC(40 BD)
15.14	CC
1515.11	CC
1515.19	CC, 又は RVC(40 BD)
1515.21	CC
1515.29 - 1515.50	CC, 又は RVC(40 BD)
1515.90	米油: CC その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
15.16 - 15.17	CC
15.18 - 15.22	CTH
第 4 部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	
第 16 類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	
16.01	CC
1602.10 - 1602.31	CC
1602.32	CC (第 2 類からの変更を除く) 又は RVC(45 BD)
1602.39	CC
1602.41 - 1602.50	CC (第 2 類からの変更を除く) 又は RVC(45 BD)
1602.90	CC
16.03	CC
1604.11 - 1604.12	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
1604.13	いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル又はサルディネルラ・ギボーザ): CC; その他のもの: CC (第 03 類からの変更を除く)
1604.14	CC (第 3 類からの変更を除く)
1604.15	CC
1604.16	いわし類(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コンメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシス): CC その他のもの: CC (第 3 類からの変更を除く)
1604.19	ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC (第 3 類からの変更を除く); その他のもの: CC
1604.20	かたくちいわし(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コンメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシスを除く): CC (第 3 類からの変更を除く); まぐろ(トウニニ族): CC (第 3 類からの変更を除く); ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC (第 3 類からの変更を除く); いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス)(いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス又はレムル又はサルディネルラ・ギボーザ)を除く): CC (第 3 類からの変更を除く); いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル又はサルディネルラ・ギボーザ): CC 又は RVC(40 BD); すりみ及びその調製品: CC 又は RVC(40 BD); その他のもの: CC
1604.30	CC
16.05	CC
第 17 類 糖類及び砂糖菓子	
1701.11	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1701.12	CC
1701.91 - 1701.99	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1702.11 - 1702.20	CC
1702.30 - 1702.60	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1702.90	CC
17.03	CC
17.04	CTH
第 18 類 ココア及びその調製品	
18.01 - 18.02	CC
18.03 - 18.05	CTH
1806.10	加糖ココア粉(砂糖の割合が重量の 90%以上のもの): CTH (第 17.01 項からの変更を除く); その他のもの: CTH ただし, 第 17.01 項の非原産材料の重量が 50%を超えない場合に限る

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
1806.20	カカオの割合が重量の 70%超のもの: CC 又は RVC(50 BD) その他のもの: CTH
1806.31 - 1806.90	菓子(カカオの割合が重量の 70%超のもの): CC 又は RVC(50 BD) その他のもの: CTSH
第 19 類 穀物, 穀粉, でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
1901.10	乳固形分の割合が重量の 10%超のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く) その他のもの: CC
1901.20	乳脂肪の割合が重量の 25%超で小売用以外のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超のもの: CC ただし, 第 1102.90 号の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない場合 に限る; その他のもの: CC
1901.90	乳固形分の割合が重量の 10%超のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超のもの: CC ただし, 第 1102.90 号の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない場合 に限る; その他のもの: CC
19.02 - 19.04	CC
19.05	CTH
第 20 類 野菜, 果実, ナットその他植物の部分の調製品	
2001.10	CC
2001.90	野菜(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 0703.10 号のもの, 第 0709.60 号のもの, 第 0709.90 号のオリーブ若しくはアーティチョーク, 第 0711.20 号のもの, 又は第 0711.90 号のアーティチョーク, たまねぎ若しくはペッパーからの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0703.10 号の非原産材料, 第 0709.60 号の非原産材料, 第 0709.90 号のオリーブ又はアーティチョーク(非原産材料の場合), 第 0711.20 号, 及び第 0711.90 号のアーティチョーク, たまねぎ又はペッパー(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
20.02	CC
2003.10	CC (第 0709.51 号, 第 0710.80 号 及び 第 0711.51 号からの変更を除く)
2003.20 - 2003.90	CC
2004.10	CC (第 07.01 項, 第 0710.10 号, 第 0711.90 号 及び 第 0712.90 号からの変更を除く)
2004.90	野菜(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 0703.10 号, 第 0709.60 号, 第 0713.10 号又は第 0713.32 号から第 0713.40 号の各号からの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0703.10 号, 第 0709.60 号, 第 0713.10 号及び第 0713.32 号から第 0713.40 号までの各号の非原産材料の価額が 40%を超えない場合に限る
2005.10	CC
2005.20	CC (第 07.01 項, 第 0710.10 号, 第 0711.90 号, 第 0712.90 号, 又は第 11.05 項からの変更を除く)
2005.40	CC (第 0713.10 号からの変更を除く)
2005.51	CC (第 0713.32 号から第 0713.39 号までの各号からの変更を除く)
2005.59	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2005.60	CC (第 0709.20 号のもの及び第 0710.80 号のアスパラガスからの変更を除く)
2005.70	CC (第 0709.90 号 又は 第 0711.20 号からの変更を除く)
2005.80 - 2005.91	CC
2005.99	野菜調製品(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 07.01 項のもの, 第 0709.51 号のもの, 第 0709.60 号のもの又は 第 07.10 項から第 07.12 項までの各項のばれいしよ及びきのこ(はらたけ属のもの)からの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0701 項の非原産材料, 第 0709.51 号の非原産材料, 第 0709.60 号の非原産材料及び第 07.10 項から第 07.12 項までの各項のばれいしよ及びきのこ(はらたけ属のもの)(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
20.06	CC
2007.10 - 2007.91	CC
2007.99	果実調製品(二以上の果実から得たものを除く。): CTH (第 0804.50 号のマンゴー若しくはグアバ, 第 0809.30 号の桃, 第 0810.10 号のもの, 第 0811.10 号のもの, 第 20.06 項のもの, 第 20.08 項のもの, 第 2009.41 号から第 2009.49 号までの各号のもの又は第 2009.80 号のマンゴージュース又はグアバジュースからの変更を除く)ただし, 第 0804.30 号の非原産材料の価額が 50%を超えない場合に限る ; その他のもの : CTH ただし, 第 0804.30 号の非原産材料, 第 0804.50 号のマンゴー又はグアバ(非原産材料の場合), 第 0809.30 号の桃(非原産材料の場合), 第 0810.10 号の非原産材料, 第 0811.10 号の非原産材料, 第 20.06 項の非原産材料, 第 20.08 項の非原産材料, 第 2009.41 号から第 2009.49 号の各号の非原産材料及び第 2009.80 号のマンゴージュース又はグアバジュース(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
2008.11	CC (第 12.02 項からの変更を除く)
2008.19	単に煎っただけのナット又は落花生(乾物あるいは油漬けしたものであって, 塩加工されているかどうかを問わない。): CC (第 08.02 項 又は 第 12.02 項からの変更を除く) 単に煎っただけのナット又は落花生(乾物あるいは油漬けしたものであって, 塩加工されているかどうかを問わない。)の割合が重量の 50%以上の混合したもの: CC (第 08.02 項又は第 12.02 項からの変更を除く) その他のもの: CC
2008.20	CC (第 0804.30 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.30	CC
2008.40	CC (第 0808.20 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.50	CC (第 0809.10 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.60	CC
2008.70	CC (第 0809.30 号の桃 又は第 0811.90 号の桃からの変更を除く)
2008.80	CC (第 0810.10 号 又は 第 0811.10 号からの変更を除く)
2008.91	CC
2008.92	液体又はゼラチン詰めした混合したもの: CC (第 0804.50 項のマンゴー若しくはグアバ, 第 08.05 項のもの, 第 0808.20 号のなし, 第 0809.10 号のもの, 第 0809.30 号の桃又は第 0811.90 号の冷凍のあんず, なし若しくは桃からの変更を除く) ただし, 第 0804.30 号の非原産材料の価額が 50%を超えない場合に限る; その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
2008.99	CC (第 0804.50 号のマンゴー又はグアバからの変更を除く)
2009.11 - 2009.39	CC (第 0805 項からの変更を除く)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2009.41 - 2009.49	CC (第 0804.30 号からの変更を除く)
2009.50 - 2009.79	CC
2009.80	CC (第 0804.50 号のマンゴー若しくはグアバ, 第 0807.20 号のもの又は第 0810.90 号のパッションフルーツからの変更を除く)
2009.90	CC, 又は RVC(45 BD)
第 21 類 各種の調製食料品	
2101.11 - 2101.20	CC
2101.30	麦茶: CC (第 10.03 項からの変更を除く); その他のもの: CC
21.02	CC
2103.10	CTH
2103.20	ケチャップ: CC (第 2002.90 号からの変更を除く); その他のもの: CTSH
2103.30	CTH
2103.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
21.04	CTH
21.05	CTH (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号若しくは第 2106.90 号の酪農調製品を除く)
2106.10	CTSH
2106.90	果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。): CC (第 08.05 項のもの, 第 20.09 項のもの 又は第 2202.90 号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く); 液体又はゼラチン詰めした果実(果実の割合が重量の 20%超含むもの): CC (第 20 類からの変更を除く); 乳固形分の割合が重量の 10%超の調製品: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合 が重量の 10%超の第 1901.90 号の酪農調製品からの変更を除く); 糖水: CC (第 17 類からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超の調製品: CC ただし, 第 1102.90 項の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない 場合に限る; こんにゃく調製品: CC (第 1212.99 項からの変更を除く); その他のもの: CTSH 又は RVC(30 BU/40 BD)
第 22 類 飲料, アルコール及び食酢	
22.01	CC
2202.10	CC
2202.90	ミルクを含んだ飲料: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号の酪農調製品からの変更を除く); 果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。): CC (第 08.05 項のもの, 第 20.09 項のもの 又は第 2106.90 号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く) その他のもの: CC 又は RVC(45 BD)
22.03	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
22.04	CC
22.05 - 22.06	CTH
22.07	CC
2208.20	ピスコ:CC ブランデー:CTH(第 22.07 項からの変更を除く), 又は RVC(40 BD) その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.30	非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.40	チャランダ:CC その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.50 - 2208.60	非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.70	リキュール:CTH(第 22.07 項からの変更を除く), 又は RVC(40 BD) その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.90	テキーラ, メスカル, ソーテル, バカノラ:CC 合成清酒及びみりん:CTH 及び RVC(40 BD) その他のもの:CTH(第 22.07 項からの変更を除く)
22.09	CTH
第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
23.01 - 23.05	CC
2306.10 - 2306.50	CC
2306.60	CC, 又は RVC(40 BD)
2306.90	CC
23.07 - 23.08	CC
2309.10	CTH
2309.90	飼料用の調製品(乳固形分の割合が重量の 10%超のもの): CTH (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号の調製品からの変更を除く); ペットフード以外の調製品(米粉の割合が重量の 30%超のもの): CTH ただし, 第 10.06 項の非原産材料の価額が 30%を超えない場合に限る; その他のもの: CTH
第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品	
24.01	CC
2402.10	CTH
2402.20 - 2402.90	CC, 又は CTH(ただし, 第 24.01 項のたばこ(製造たばこを除く)又はくずたばこの乾燥重量の 55%が原産である場合に限る), 又は RVC(70 BD)
2403.10	CC
2403.91	ラッパーたばこへの使用に適した均質化又は再構成したもの:CTH その他のもの:CC
2403.99	CC
第 5 部 鉱物性生産品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 25 類 塩, 硫黄, 土石類, プラスター, 石灰及びセメント	
25.01 - 25.16	CTH
2517.10	CTH
2517.20 - 2517.30	CTSH
2517.41 - 2517.49	CTH
25.18 - 25.22	CTH
2523.10	CTH
2523.21 - 2523.29	CTSH
2523.30 - 2523.90	CTH
25.24	CTH
2525.10 - 2525.20	CTH
2525.30	CTSH
25.26 - 25.30	CTH
第 26 類 鉱石, スラグ及び灰	
26.01 - 26.21	CTH
第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物, 歴青物質並びに鉱物性ろう	
<p>類注 1 化学反応に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27 類の産品であって, 化学反応が行われるものは, 当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上, 「化学反応」とは, 分子内の結合を切断し, かつ, 新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより, 新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は, 化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p>	
<p>項注 1 蒸留に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27.10 項の産品であって, 常圧蒸留又は減圧蒸留の工程が一又は二以上の締約国の領域内において行われた産品は, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上,</p> <p>(a) 「常圧蒸留」とは, 蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって, 沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。石油の蒸留により生産される産品は, 液化石油ガス, ナフサ, ガソリン, 灯油, ディーゼル油又は暖房油, 軽質の軽油及び潤滑油を含む。</p> <p>(b) 「減圧蒸留」とは, 常圧より低い気圧で行われる蒸留(分子蒸留に分類される定圧で行われるものを除く。)をいう。減圧蒸留は, 沸点が高く, 熱に反応しやすい材料(石油に含まれる重質留分等)から, 軽質の減圧軽油から重質の減圧軽油まで及び残渣(さ)油を生産するために使用される。軽油は, 精製所において, 更に潤滑油に加工される場合がある。</p>	
<p>項注 2 直接的な混合に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27.10 項の産品であって, 直接的な混合が一又は二以上の締約国の領域内において行われたものは, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上, 「直接的な混合」とは, 処理装置からの石油の蒸気又は貯蔵タンクからの石油の成分が, 所定の要素を有する完成品を作るために化合さ</p>	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
<p>れる工程をいう。ただし、第 27.10 項に分類される非原産材料が製品の総容量の 25%以下の場合であって、かつ、当該非原産材料の構成要素が第 22.07 項に分類されないことを条件とする。</p>	
<p>項注 3 希釈剤に係る規則</p> <p>第 27.09 項の産品が原産品かどうかを決定するため、第 27.09 項又は第 27.10 項の希釈剤であって、第 27.09 項の石油(原油に限る。)及び歴青油(原油に限る。)の締約国間の輸送を促進するために使用されるものは、希釈剤の容量が当該産品の総容量の 40%を超えない場合には、考慮しない。</p>	
27.01 - 27.09	CTH
2710.11 - 2710.19	CTH(第 22.07 項からの変更を除く。)
2710.91 - 2710.99	CTSH
2711.11 - 2711.29	CTSH
27.12	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
27.13 - 27.16	CTH
<p>第 6 部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品</p>	
<p>部注 1 化学反応に係る規則適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類の各々の産品であって、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は、化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p>	
<p>部注 2 精製に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 35 類までの各々及び第 38 類の産品であって、精製が行われた産品は、当該精製の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われ、存在する不純物の含有量の 80%以上の除去をもたらす場合には、原産品とする。</p>	
<p>部注 3 混合及び調合に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.02 項及び第 37.07 項の産品は、所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(散布を含む。)であって、当該産品の目的又は用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p>	
<p>部注 4 粒径の変更に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.04 項又は第 3204.17 号の産品は、産品の粒径の意図的な、かつ、制御された変更(重合体の溶解及びその後の沈殿による粉砕を含む。ただし、破碎又は圧縮のみによるものを除く。)が、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生じさせ、その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p>	
<p>部注 5 標準物質に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各々(第 35.01 項から第 35.05 項までの各々及び第 3824.60 号を除く。)の標準物質は、その生産の工程が一又は二以上の締約国の領域において生ずる場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「標準物質」(標準溶液を含む。)とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものと</p>	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
して製造者により証明されたものをいう。	
<p>部注 6 異性体分離に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各類の産品は、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。</p>	
第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
2801.10 - 2801.30	CTSH
28.02 - 28.03	CTH
2804.10 - 2804.90	CTSH
2805.11 - 2805.40	CTSH
2806.10 - 2806.20	CTSH
28.07 - 28.08	CTH
2809.10 - 2809.20	CTSH
28.10	CTH
2811.11 - 2811.29	CTSH
2812.10 - 2812.90	CTSH
2813.10 - 2813.90	CTSH
28.14	CTH
2815.11 - 2815.12	CTH
2815.20 - 2815.30	CTSH
2816.10 - 2816.40	CTSH
28.17	CTH
2818.10 - 2818.30	CTSH
2819.10 - 2819.90	CTSH
2820.10 - 2820.90	CTSH
2821.10 - 2821.20	CTSH
28.22 - 28.23	CTH
2824.10 - 2824.90	CTSH
2825.10 - 2825.90	CTSH
2826.12 - 2826.90	CTSH
2827.10 - 2827.60	CTSH
2828.10 - 2828.90	CTSH
2829.11 - 2829.90	CTSH
2830.10 - 2830.90	CTSH
2831.10 - 2831.90	CTSH
2832.10 - 2832.30	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2833.11 - 2833.40	CTSH
2834.10 - 2834.29	CTSH
2835.10 - 2835.39	CTSH
2836.20 - 2836.99	CTSH
2837.11 - 2837.20	CTSH
2839.11 - 2839.90	CTSH
2840.11 - 2840.30	CTSH
2841.30 - 2841.90	CTSH
2842.10 - 2842.90	CTSH
2843.10 - 2843.90	CTSH
2844.10 - 2844.50	CTSH
2845.10 - 2845.90	CTSH
2846.10 - 2846.90	CTSH
28.47 - 28.48	CTH
2849.10 - 2849.90	CTSH
28.50 - 28.53	CTH
第 29 類 有機化学品	
2901.10 - 2901.29	CTSH
2902.11 - 2902.90	CTSH
2903.11 - 2903.69	CTSH
2904.10 - 2904.90	CTSH
2905.11 - 2905.59	CTSH
2906.11 - 2906.29	CTSH
2907.11 - 2907.29	CTSH
2908.11 - 2908.99	CTSH
2909.11 - 2909.60	CTSH
2910.10 - 2910.90	CTSH
29.11	CTH
2912.11 - 2912.60	CTSH
29.13	CTH
2914.11 - 2914.70	CTSH
2915.11 - 2915.90	CTSH
2916.11 - 2916.39	CTSH
2917.11 - 2917.39	CTSH
2918.11 - 2918.99	CTSH
2919.10 - 2919.90	CTSH
2920.11 - 2920.90	CTSH
2921.11 - 2921.59	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2922.11 - 2922.50	CTSH
2923.10 - 2923.90	CTSH
2924.11 - 2924.29	CTSH
2925.11 - 2925.29	CTSH
2926.10 - 2926.90	CTSH
29.27 - 29.28	CTH
2929.10 - 2929.90	CTSH
2930.20 - 2930.90	CTSH
29.31	CTH
2932.11 - 2932.99	CTSH
2933.11 - 2933.99	CTSH
2934.10 - 2934.99	CTSH
29.35	CTH
2936.21 - 2936.90	CTSH
2937.11 - 2937.90	CTSH
2938.10 - 2938.90	CTSH
2939.11 - 2939.99	CTSH
29.40	CTH
2941.10 - 2941.90	CTSH
29.42	CTH
第 30 類 医療用品	
3001.20 - 3001.90	CTSH
3002.10 - 3002.90	CTSH
3003.10 - 3003.90	CTSH
30.04	CTH(第 30.03 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
3005.10 - 3005.90	CTSH
3006.10 - 3006.40	CTSH
3006.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
3006.60 - 3006.92	CTSH
第 31 類 肥料	
31.01	CTH
3102.10 - 3102.90	CTSH
3103.10 - 3103.90	CTSH
3104.20 - 3104.90	CTSH
3105.10 - 3105.90	CTSH
第 32 類 なめしエキス, 染色エキス, タンニン及びその誘導体, 染料, 顔料その他の着色料, ペイント, ワニス, パテその他のマスチック並びにインキ	
3201.10 - 3201.90	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
3202.10 - 3202.90	CTSH
32.03	CTH
3204.11 - 3204.17	CTSH
3204.19	CTH
3204.20 - 3204.90	CTSH
32.05	CTH
3206.11 - 3206.50	CTSH
32.07 - 32.15	CTH
第 33 類 精油, レジノイド, 調製香料及び化粧品類	
3301.12 - 3301.90	CTSH
33.02 - 33.07	CTH
第 34 類 せっけん, 有機界面活性剤, 洗剤, 調製潤滑剤, 人造ろう, 調製ろう, 磨き剤, ろうそくその他これに類する物品, モデリングペースト, 歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
34.01	CTH
3402.11 - 3402.19	CTSH
3402.20	CTSH(第 3402.90 号からの変更を除く。)
3402.90	CTSH
3403.11 - 3403.99	CTSH
3404.20 - 3404.90	CTSH
34.05 - 34.07	CTH
第 35 類 たんぱく系物質, 変性でん粉, 膠着剤及び酵素	
3501.10 - 3501.90	CTSH
3502.11 - 3502.19	CTH
3502.20 - 3502.90	CTSH
35.03 - 35.04	CTH
3505.10	CTH
3505.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
35.06 - 35.07	CTH
第 36 類 火薬類, 火工品, マッチ, 発火性合金及び調製燃料	
36.01 - 36.06	CTH
第 37 類 写真用又は映画用の材料	
37.01 - 37.07	CTH
第 38 類 各種の化学工業生産品	
3801.10 - 3801.90	CTSH
38.02 - 38.05	CTH
3806.10 - 3806.90	CTSH
38.07	CTH
3808.50 - 3808.99	CTSH(ただし, 有効成分の重量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
38.09 - 38.22	CTH
3823.11 - 3823.70	CTSH
3824.10 - 3824.90	CTSH
38.25	CTH
第 7 部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	
第 39 類 プラスチック及びその製品	
<p>類注 適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 39.01 項から第 39.14 項までの各項の製品(第 3903.11 号及び第 3907.60 号の製品を除く。)であつて、化学反応が行われたものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は、化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p> <p>この定義には、全ての種類の重合反応を含む。</p>	
39.01	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.10	CTH(第 29.01 項からの変更を除く。), 又は CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.20	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.30	CTH(第 29.01 項からの変更を除く。), 又は CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.90	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3903.11	CTH(第 29.02 項からの変更を除く。), 又は CTH 及び RVC(50 BD)
3903.19 - 3903.90	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
39.04 - 39.06	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3907.10 - 3907.50	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3907.60	CTH(第 2905.31 号又は第 2917.36 号からの変更を除く。), 又は CTH 及び RVC(50 BD)
3907.70 - 3907.99	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
39.08 - 39.15	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3916.10 - 3916.90	CTSH
3917.10 - 3917.40	CTSH
39.18	CTH
39.19 - 39.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
3921.11 - 3921.90	CTSH
39.22 - 39.26	CTH
第 40 類 ゴム及びその製品	
40.01	CTH, 又は RVC(40 BD)
40.02 - 40.17	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品, 動物用装着具並びに旅行用具, ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
第 41 類 原皮(毛皮を除く。)及び革	
41.01 - 41.03	CC
4104.11 - 4104.19	CTH
4104.41	CTSH
4104.49	CTSH(第 4104.41 号からの変更を除く。)
4105.10	CTH
4105.30	CTSH
4106.21	CTH
4106.22	CTSH
4106.31	CTH
4106.32	CTSH
4106.40	CTH, 又は湿潤状態から乾燥状態への変更
4106.91	CTH
4106.92	CTSH
41.07 - 41.13	CTH
4114.10	CTH
4114.20	CTSH
4115.10 - 4115.20	CTSH
第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具, ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
※第 4202.12 号, 第 4202.22 号, 第 4202.32 号及び第 4202.92 号の製品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
42.01	CTH
4202.11	CC
4202.19 - 4202.21	CC
4202.29 - 4202.31	CC
4202.39 - 4202.91	CC
4202.99	CC
42.03 - 42.06	CC
第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
43.01	CC
43.02 - 43.03	CTH
43.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 9 部 木材及びその製品, 木炭, コルク及びその製品並びにわら, エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭	
44.01 - 44.21	CTH
第 45 類 コルク及びその製品	
45.01 - 45.04	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 46 類 わら, エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
46.01	CC
46.02	CTH
第 10 部 木材パルプ, 繊維素繊維を原料とするその他のパルプ, 古紙並びに紙及び板紙及びこれらの製品	
第 47 類 木材パルプ, 繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
47.01 - 47.07	CTH
第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ, 紙又は板紙の製品	
48.01 - 48.07	CTH
4808.10	CTH
4808.20 - 4808.30	CTH(第 48.04 項からの変更を除く。)
4808.90	CTH
48.09 - 48.14	CTH
48.16	CTH(第 48.09 項からの変更を除く。)
48.17	CTH
4818.10 - 4818.30	CTH(第 48.03 項からの変更を除く。)
4818.40 - 4818.90	CTH
48.19 - 48.22	CTH
4823.20	CTH(第 4805.40 号からの変更を除く。)
4823.40 - 4823.90	CTH
第 49 類 印刷した書籍, 新聞, 絵画その他の印刷物並びに手書き文書, タイプ文書, 設計図及び図案	
49.01 - 49.11	CTH
※第 11 部(第 50 類～第 63 類)の産品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
第 12 部 履物, 帽子, 傘, つえ, シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品, 調製羽毛, 羽毛製品, 造花並びに人髪製品	
第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
64.01	CC, 又は CTH(第 64.02 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.02	CC, 又は CTH(第 64.01 項のもの, 第 64.03 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.03	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.02 項までの各項のもの, 第 64.04 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.04	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.03 項までの各項のもの, 第 64.05 項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.05	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.04 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.06	CC, 又は RVC(45 BU/55 BD)
第 65 類 帽子及びその部分品	
65.01 - 65.02	CC
65.04 - 65.07	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 66 類 傘, つえ, シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
※第 66.01 項の産品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
66.02	CTH
66.03	CC
第 67 類 調製羽毛, 羽毛製品, 造花及び人髪製品	
67.01	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
6702.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
6702.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
67.03 - 67.04	CTH
第 13 部 石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品, 陶磁製品並びにガラス及びその製品	
第 68 類 石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品	
68.01 - 68.11	CTH
6812.80 - 6812.99	CTSH
68.13 - 68.15	CTH
第 69 類 陶磁製品	
69.01 - 69.14	CC
第 70 類 ガラス及びその製品	
※第 70.19 項の産品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
70.01 - 70.04	CTH
70.05	CTH(第 70.03 項から第 70.04 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.06	CTH(第 70.03 項から第 70.04 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.07	CTH
70.08	CTH(第 70.03 項から第 70.07 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
70.09	CTH(第 70.07 項から第 70.08 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.10 - 70.11	CTH
70.13	CTH(第 70.10 項からの変更を除く。)
70.14 - 70.18	CTH
70.20	CTH
第 14 部 天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣	
第 71 類 天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣	
71.01	CC
7102.10 - 7102.21	CC
7102.29	CTSH
7102.31	CC
7102.39	CTSH
7103.10	CC
7103.91 - 7103.99	CTSH
71.04 - 71.05	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
71.06 - 71.08	CC
71.09	CTH
71.10 - 71.11	CC
71.12	CTH
71.13 - 71.14	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
71.15 - 71.16	CTH
7117.11	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7117.19 - 7117.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
71.18	CTH
第 15 部 卑金属及びその製品	
第 72 類 鉄鋼	
72.01 - 72.05	CC
72.06	CTH
72.07	CTH(第 72.06 項からの変更を除く。)
72.08	CTH
72.09	CTH(第 72.08 項又は第 72.11 項からの変更を除く。)
72.10	CTH(第 72.08 項から第 72.09 項までの各項又は第 72.11 項からの変更を除く。)
72.11	CTH(第 72.08 項から第 72.09 項までの各項からの変更を除く。)
7212.10	CTH(第 72.08 項から第 72.11 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
7212.20 - 7212.60	CTH(第 72.08 項から第 72.11 項までの各項からの変更を除く。)
72.13	CTH
72.14	CTH(第 72.13 項からの変更を除く。)
72.15	CTH(第 72.13 項から第 72.14 項までの各項からの変更を除く。)
72.16	CTH(第 72.08 項から第 72.15 項までの各項からの変更を除く。)
72.17	CTH(第 72.13 項から第 72.15 項までの各項からの変更を除く。)
72.18	CTH
72.19	CTH(第 72.20 項からの変更を除く。)
72.20	CTH(第 72.19 項からの変更を除く。)
72.21	CTH
72.22	CTH(第 72.21 項からの変更を除く。)
72.23	CTH(第 72.21 項から第 72.22 項までの各項からの変更を除く。)
72.24	CTH
72.25	CTH(第 72.26 項からの変更を除く。)
72.26	CTH(第 72.25 項からの変更を除く。)
72.27	CTH
72.28	CTH(第 72.27 項からの変更を除く。)
72.29	CTH(第 72.27 項から第 72.28 項までの各項からの変更を除く。)
第 73 類 鉄鋼製品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
73.01 - 73.07	CC
7308.10	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(35/BU 45 BD)
7308.20 - 7308.40	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7308.90	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
73.09 - 73.12	CTH
73.13	CC
7314.12 - 7314.19	CTH
7314.20 - 7314.50	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD)
7315.11 - 7315.12	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.19	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD)
7315.20 - 7315.81	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
7315.82	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.89	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD)
73.16	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
73.17	CC
73.18 - 73.19	CTH
7320.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7320.20 - 7320.90	CTH
73.21	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
73.22	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7323.10 - 7323.94	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
7323.99	CTH, 又は RVC(45 BD)
7324.10	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
7324.21 - 7324.90	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
73.25 - 73.26	CTH
第 74 類 銅及びその製品	
74.01 - 74.07	CTH
7408.11 - 7408.19	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
7408.21	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
7408.22	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
7408.29	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
74.09 - 74.15	CTH
7418.11	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7418.19 - 7418.20	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7419.10 - 7419.91	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7419.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
第 75 類 ニッケル及びその製品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
75.01 - 75.05	CTH
75.06	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
7507.11 - 7507.20	CTSH
7508.10 - 7508.90	CTSH
第 76 類 アルミニウム及びその製品	
76.01 - 76.04	CTH
76.05	CTH(第 76.04 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
76.06	CTH
7607.11 - 7607.19	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7607.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
76.08 - 76.13	CTH
76.14	CTH(第 76.04 項から第 76.05 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
76.15	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7616.10	CTH
7616.91	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7616.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
第 78 類 鉛及びその製品	
78.01 - 78.04	CTH
78.06	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 79 類 亜鉛及びその製品	
79.01 - 79.05	CTH
79.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 80 類 すす及びその製品	
80.01 - 80.03	CTH
80.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
8101.10 - 8101.97	CTSH
8101.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8102.10 - 8102.99	CTSH
8103.20 - 8103.90	CTSH
8104.11 - 8104.90	CTSH
8105.20 - 8105.90	CTSH
81.06	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8107.20 - 8107.90	CTSH
8108.20 - 8108.90	CTSH
8109.20 - 8109.90	CTSH
8110.10 - 8110.90	CTSH
81.11	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8112.12 - 8112.59	CTSH
8112.92	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8112.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
81.13	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 82 類 卑金属製の工具, 道具, 刃物, スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	
注 第 82.01 項から第 82.10 項までの各項の製品の生産に使用される卑金属製の柄については, 当該製品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しない。	
82.01 - 82.04	CC
8205.10 - 8205.80	CC
8205.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
82.06	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8207.13 - 8207.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8207.50	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8207.60 - 8207.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
82.08 - 82.10	CC
8211.10	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8211.91 - 8211.93	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8211.94 - 8211.95	CC
82.12	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
82.13	CC
8214.10	CC
8214.20	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8214.90	CC, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
8215.10 - 8215.20	CC, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8215.91 - 8215.99	CC
第 83 類 各種の卑金属製品	
8301.10 - 8301.50	CTSH
8301.60 - 8301.70	CTH
83.02 - 83.04	CTH
8305.10	CTSH
8305.20 - 8305.90	CTH
83.06 - 83.07	CTH
8308.10 - 8308.20	CTH
8308.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
83.09 - 83.11	CTH
第 16 部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機, 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	
第 84 類 原子炉, ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8401.10 - 8401.30	CTSH
8401.40	CTH
8402.11 - 8402.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8402.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8403.10	CTSH
8403.90	CTH
8404.10 - 8404.20	CTSH
8404.90	CTH
8405.10	CTSH
8405.90	CTH
8406.10 - 8406.82	CTSH
8406.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8407.10 - 8407.29	CTH
8407.31 - 8407.32	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8407.33† - 8407.34†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8407.90	CTH
8408.10	CTH
8408.20†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8408.90	CTH
8409.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8409.91 - 8409.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8410.11	CTSH(第 8410.12 号からの変更を除く。)
8410.12	CTSH(第 8410.11 号又は第 8410.13 号からの変更を除く。)
8410.13	CTSH(第 8410.12 号からの変更を除く。)
8410.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8411.11 - 8411.82	CTSH
8411.91	CTH
8411.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8412.10 - 8412.80	CTSH
8412.90	CTH
8413.11 - 8413.82	CTSH
8413.91 - 8413.92	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8414.30	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8414.51 - 8414.59	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8414.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8414.80 - 8414.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8415.10 - 8415.83	CTSH
8415.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8416.10 - 8416.30	CTSH
8416.90	CTH
8417.10 - 8417.80	CTSH
8417.90	CTH
8418.10	CTH, CTSH((a)第 8418.21 号若しくは第 8418.91 号, (b)第 8418.99 号に分類されるドアアセンブリ ((i)インナーパネル, (ii)アウターパネル, (iii)断熱材, (iv)ちょうつがい及び(v)取っ手のうち二以上が組み込まれるもの), 若しくは(c)第 8418.69 号に分類されるアセンブリ((i)圧縮機, (ii)凝縮器, (iii)蒸発器及び(iv)連結配管のうち二以上が組み込まれるもの)からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.21	CTH, CTSH((a)第 8418.10 号若しくは第 8418.91 号, (b)第 8418.99 号に分類されるドアアセンブリ ((i)インナーパネル, (ii)アウターパネル, (iii)断熱材, (iv)ちょうつがい及び(v)取っ手のうち二以上が組み込まれるもの), 若しくは(c)第 8418.69 号に分類されるアセンブリ((i)圧縮機, (ii)凝縮器, (iii)蒸発器及び(iv)連結配管のうち二以上が組み込まれるもの)からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.29 - 8418.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.50 - 8418.69	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8418.91 - 8418.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8419.11 - 8419.19	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8419.20 - 8419.89	CTSH
8419.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8420.10	CTSH
8420.91 - 8420.99	CTH
8421.11 - 8421.39	CTSH
8421.91 - 8421.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8422.11	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8422.19	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
8422.20 - 8422.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8423.10 - 8423.89	CTSH
8423.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8424.10 - 8424.89	CTSH
8424.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.25 - 84.30	CTH
84.31	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8432.10 - 8432.80	CTSH
8432.90	CTH
8433.11 - 8433.60	CTSH
8433.90	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8434.10 - 8434.20	CTSH
8434.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8435.10	CTSH
8435.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8436.10 - 8436.80	CTSH
8436.91 - 8436.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8437.10 - 8437.80	CTSH
8437.90	CTH
8438.10 - 8438.80	CTSH
8438.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8439.10 - 8439.30	CTSH
8439.91 - 8439.99	CTH
8440.10	CTSH
8440.90	CTH
8441.10 - 8441.80	CTSH
8441.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8442.30	CTSH
8442.40 - 8442.50	CTH
8443.11 - 8443.14	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.15 - 8443.31	CTSH
8443.32	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.39	CTSH
8443.91	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.44	CTH
84.45	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8446.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8446.21 - 8446.30	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8447.11 - 8447.12	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8447.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8447.90	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8448.11 - 8448.19	CTSH
8448.20 - 8448.59	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
84.49	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8450.11 - 8450.19	CTH(第 8537.10 号に分類される操作パネルからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8450.20	CTH(第 8537.10 号に分類される操作パネルからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8450.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8451.10 - 8451.80	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8451.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8452.10 - 8452.29	CTSH
8452.30	CTH
8452.40 - 8452.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8453.10 - 8453.80	CTSH
8453.90	CTH
8454.10 - 8454.30	CTSH
8454.90	CTH
8455.10 - 8455.22	CTSH
8455.30 - 8455.90	CTH
84.56	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.57	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.58	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.59	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.60	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.61	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.62	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.63	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.64 - 84.65	CTH
84.66	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8467.11 - 8467.89	CTSH
8467.91	CTH
8467.92 - 8467.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8468.10 - 8468.80	CTSH
8468.90	CTH
84.69 - 84.70	CTH
8471.30 - 8471.90	CTSH
84.72	CTH
84.73	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8474.10 - 8474.80	CTSH
8474.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8475.10 - 8475.29	CTSH
8475.90	CTH
8476.21 - 8476.89	CTSH
8476.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8477.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8477.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8477.30 - 8477.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8478.10	CTSH
8478.90	CTH
8479.10 - 8479.89	CTSH
8479.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.80	CTH
8481.10 - 8481.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8481.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8482.10	CTSH(第 8482.99 号に分類される外輪又は内輪若しくは軌道輪からの変更を除く。), 又は RVC(40 BU/50 BD)
8482.20 - 8482.80	CTSH(第 8482.99 号に分類される外輪又は内輪若しくは軌道輪からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
8482.91 - 8482.99	CTH
8483.10	CTSH
8483.20	CTSH(第 8482.10 号から第 8482.80 号までの各号からの変更を除く。), 又は RVC(40 BU/50 BD)
8483.30	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8483.40 - 8483.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8483.60	CTSH
8483.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8484.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8484.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8484.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8486.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8487.10	CTSH
8487.90	CTH
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機, 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	
8501.10	CTH(第 85.03 項に分類される固定子又は回転子からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8501.20 - 8501.64	CTH
85.02 - 85.03	CTH
85.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8505.11 - 8505.20	CTSH
8505.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8506.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8506.30 - 8506.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8506.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8506.60 - 8506.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8506.90	CTH
8507.10 - 8507.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8507.30 - 8507.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8507.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8508.11	CTSH(第 85.01 項からの変更を除く。), CTSH(第 8508.70 号に分類されるハウジングからの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.19	家庭用真空式掃除機: CTSH(第 85.01 項からの変更を除く。), 又は CTSH(第 8508.70 号に分類されるハウジングからの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD); その他のもの: CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.60	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.70	CTH
8509.40 - 8509.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8509.90	CTH
8510.10 - 8510.30	CTSH
8510.90	CTH
8511.10 - 8511.80	CTSH
8511.90	CTH
8512.10 - 8512.30	CTSH
8512.40 - 8512.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8513.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8513.90	CTH
8514.10 - 8514.40	CTSH
8514.90	CTH
8515.11 - 8515.80	CTSH
8515.90	CTH
8516.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.21 - 8516.33	CTSH
8516.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.50	CTSH
8516.60	CTH(第 8537.10 号に分類される外側にハウジングを有する組立又はサポートからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8516.71	CTSH
8516.72	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8516.79	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.80	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8516.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8517.11 - 8517.69	CTSH
8517.70	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8518.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8518.21 - 8518.22	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8518.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8518.30 - 8518.50	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8518.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.19 - 85.21	CTH
8522.10	CTH
8522.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8523.21 - 8523.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8523.40	CTH, 又は一若しくは二以上の締約国において録音その他これに類する音響記録が録音されていない媒体に対して行われる場合
8523.51 - 8523.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.25 - 85.27	CTH
85.28	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8530.10 - 8530.80	CTSH
8530.90	CTH
8531.10 - 8531.80	CTSH
8531.90	CTH
8532.10 - 8532.30	CTSH
8532.90	CTH
8533.10 - 8533.40	CTSH
8533.90	CTH
85.34	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8535.10 - 8535.90	CTSH
8536.10 - 8536.90	CTSH
85.37 - 85.38	CTH
8539.10 - 8539.49	CTSH
8539.90	CTH
8540.11	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.60	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.71	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.72	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.79	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8540.81	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.89	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.91 - 8540.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.60	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.31	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.32	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.33	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8543.10 - 8543.70	CTSH
8543.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8544.11	CTSH(第 8544.19 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.19	CTSH(第 8544.11 号, 第 8544.20 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.20	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.19 号までの各号, 第 8544.30 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.30	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.20 号までの各号, 第 8544.42 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.42	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.30 号までの各号, 第 8544.49 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.49	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.42 号までの各号, 第 8544.60 号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.60	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.49 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.70	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.45 - 85.48	CTH
第 17 部 車両, 航空機, 船舶及び輸送機器関連品	
第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品, 鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	
86.01 - 86.06	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
86.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
86.08	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
86.09	CTH
第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
8701.10† - 8701.30†	RVC(45 NC/55 BD)
8701.90	RVC(45 NC/55 BD)
87.02† - 87.05†	RVC(45 NC/55 BD)
87.06†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
87.07	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.10† - 8708.21†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.29†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.30† - 8708.40†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.50†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.70	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.80†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.91 - 8708.93	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.94†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.95† - 8708.99†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8709.11 - 8709.19	CTH, 又は RVC(50 BD/40 NC)
8709.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
87.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8711.10 - 8711.30	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/30 NC/40 BD/50 FV)
8711.40 - 8711.90	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/35 NC/45 BD/55 FV)
87.12	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
87.13	CTH
8714.11 - 8714.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8714.91 - 8714.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
87.15	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8716.10 - 8716.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8716.31 - 8716.39	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8716.40 - 8716.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
第 88 類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	
88.01 - 88.02	CTH
88.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
88.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
88.05	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 89 類 船舶及び浮き構造物	
8901.10	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8901.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8901.30 - 8901.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.02	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.04 - 89.05	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8906.10	CTH
8906.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8907.10	CTH
8907.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.08	CTH
第 18 部 光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 測定機器, 検査機器, 精密機器, 医療用機器, 時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	
第 90 類 光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 測定機器, 検査機器, 精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
9001.10	CC(第 70.02 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
9001.20 - 9001.50	CTH
9001.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.02	CTH(第 90.01 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9003.11 - 9003.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9003.90	CTH
90.04	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9005.10	CTSH
9005.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9005.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9006.10 - 9006.69	CTSH
9006.91 - 9006.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9007.11 - 9007.20	CTSH
9007.91 - 9007.92	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9008.10	CTSH
9008.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9008.30 - 9008.40	CTSH
9008.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9010.10 - 9010.50	CTSH
9010.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9010.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9011.10 - 9011.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9011.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9011.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9012.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
9012.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.13	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.80	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9015.10	CTSH
9015.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9015.30 - 9015.40	CTSH
9015.80 - 9015.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.16	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9017.10 - 9017.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9017.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9017.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9017.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.11	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.13	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.14	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.19	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.31 - 9018.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
9018.41	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.49	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.31	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.13	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
9022.14	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.19	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.23	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9024.10 - 9024.80	CTSH
9024.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.25	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9026.10 - 9026.80	CTSH
9026.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9027.10 - 9027.80	CTSH
9027.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9028.10	CTSH
9028.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9028.30	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/65 FV)
9028.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9030.10 - 9030.89	CTSH
9030.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9031.10 - 9031.80	CTSH
9031.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9032.10 - 9032.89	CTSH
9032.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.33	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 91 類 時計及びその部分品	
9101.11 - 9101.29	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9101.91	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9101.99	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
91.02 - 91.07	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
91.08 - 91.10	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9111.10 - 9111.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9111.90	CTH
9112.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9112.90	CTH
9113.10 - 9113.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9113.90	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
91.14	CTH
第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品	
9201.10	CTH
9201.20 - 9201.90	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9202.10	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9202.90	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9205.10	CTH
9205.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
92.06-92.08	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
92.09	CTH
第 19 部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
第 93 類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
93.01 - 93.07	CTH
第 20 部 雑品	
第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
※第 9404.90 号の製品については、第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
9401.10 - 9401.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9401.30 - 9401.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9401.51 - 9401.59	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9401.61 - 9401.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9401.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
94.02	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9403.10 - 9403.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9403.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.60	屋外家具: CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV); その他のもの: CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.70	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.81 - 9403.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9404.10 - 9404.30	CTH
9405.10 - 9405.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9405.30 - 9405.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9405.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
9405.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9405.91 - 9405.99	CTH
94.06	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
95.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
95.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.05	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9506.11 - 9506.61	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9506.62	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9506.69 - 9506.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.08	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 96 類 雑品	
96.01	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
96.02	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.03 - 96.05	CTH
9606.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9606.21	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9606.22	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9606.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9606.30	CTH
9607.11	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9607.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9607.20	CTH
9608.10 - 9608.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
9608.31 - 9608.39	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
9608.40 - 9608.50	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
9608.60 - 9608.99	CTH
9609.10	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
9609.20 - 9609.90	CTH
96.10 - 96.12	CTH
9613.10 - 9613.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9613.90	CTH
96.14	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
96.15	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.16	CTH
96.17	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.18	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 21 部 美術品, 収集品及びこっとう	
第 97 類 美術品, 収集品及びこっとう	
97.01 - 97.06	CTH

特定の自動車及び自動車部品の品目別原産地規則に関する規定(概要)

1. 完成車

完成車(第8701.10号から第8701.30号までの各号及び第87.02項から第87.05項までの各項に分類されるもの)の域内原産割合の要件を満たすことを目的として、表Aに掲げる特定の自動車部品については、(1)品目別原産地規則に基づく適用可能な要件を満たす場合又は(2)表Bに掲げる工程のうち、1以上の工程が締約国の領域において行われる場合には、原産性が付与される。

(注)表Bに掲げる工程は、表Aに掲げる自動車部品7品目に対して行われなければならない。また、表Aに掲げる自動車部品の生産に使用される1以上の構成部品やサブシステムに対して行われた工程は、当該部品の原産性が付与される工程としては十分ではない。

2. 自動車部品

表Cに掲げる自動車部品の域内原産割合の要件を満たすことを目的として、当該部品を生産するための構成部品については、(1)品目別原産地規則に基づく適用可能な要件を満たす場合、又は(2)表Bに掲げる工程のうち、1以上の工程が締約国の領域において行われる場合には、原産性が付与される(ただし、(2)の場合において、原産性を有する部分として算入するのは当該各構成部品について表Cに掲げる閾値を限度とする)。

表A

統一システムの番号	品目
7007.11	強化ガラス
7007.21	合わせガラス
8707.10	車体(運転室を含むものとし、第87.03項の自動車用のものに限る。)
8707.90	車体(運転室を含むものとし、第87.01項、第87.02項、第87.04項及び第87.05項の自動車用のものに限る。)
8708.10の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車のバンパー(その部分品を除く。)
8708.29の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車の車体部品及びドア・アセンブリ(その部分品を除く。)
8708.50の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車の駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸(その部分品を除く。)

表B

複雑な組み立て	複雑な溶接	ダイキャストニング
射出成形型	鍛造	熱処理(金属の焼戻し又はガラスの熱成型を含む。)
積層	切削	金属成形
ちゅう造	スタンピング(プレス成形型を含む。)	

注1:「複雑な」とは、専門的な技能及びその工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具、工具(特定の製品について

の工程を行うことを目的として生産された機械、器具、工具である必要はない)の使用を必要とする工程をいう。

注2:表Bの工程は、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される非原産の構成材料の単なる組み立てを含まない。

表C

統一システムの番号	品目	閾値
8407.33	ピストン式往復動機関(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)のうちシリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 1,000 立方センチメートル以下のもの	10%
8407.34	ピストン式往復動機関(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)のうちシリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超えるもの	10%
8408.20	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジンに限る。)	10%
8706.00	原動機付きシャシ(第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	10%
8708.10	バンパー及びその部分品	10%
8708.21	シートベルト	10%
8708.29	車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品	5%
8708.30	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	10%
8708.40	ギヤボックス及びその部分品	10%
8708.50	駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品	5%
8708.80	懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)	10%
8708.94	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	10%
8708.95	安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品	5%
8708.99	その他の部分品及び附属品	5%